

町田市手数料条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 ( 2 0 2 0 年 ) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例等の一部を改正する条例

(町田市手数料条例の一部改正)

第1条 町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
15の3 行政手続 における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1枚につき 80 0円	15の3 行政手続 における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1枚につき 80 0円
		<u>15の4 行政手続 における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する 通知カードの再交 付手数料</u>	<u>1枚につき 50 0円</u>
略	略	略	略
備考 略		備考 略	

(町田市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 町田市手数料条例の一部を改正する条例（平成29年12月町田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">(特例措置)</p> <p>2 平成30年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間において、この条例による改正後の別表4の項、5の項及び15の項中「200円」とあるのは「150円」と、同表17の4の項中「300円」とあるのは「250円」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">(特例措置)</p> <p>2 平成30年4月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間において、この条例による改正後の別表4の項、5の項及び15の項中「200円」とあるのは「150円」と、同表17の4の項中「300円」とあるのは「250円」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。